

1. 会合名	「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」（第2回）議事要旨
2. 日 時	平成26年9月2日（火）午後1時30分～午後2時35分
3. 議 案	1. 外部監査の現状について (1) 会員の外部監査（分別管理監査、財務諸表監査）の受検状況について (2) 諸外国との外部監査制度比較について (3) 他業態との外部監査制度比較について 2. 意見交換
4. 主な内容	1. 外部監査の現状について 事務局から、会員の外部監査（分別管理監査、財務諸表監査）の受検状況、諸外国との外部監査制度比較、他業態との外部監査制度比較について、説明が行われた。（以下、□は委員発言、■又は⇒は事務局発言） □ 財務諸表監査の受検状況について「非受検／不明」の会員があるということであるが、より明確に実態を把握するため、これらの会員に対して個別にヒアリングを行い、受検しているのかどうかを確認してはどうか。 ⇒ ヒアリングを行い、引き続き、状況の把握に努めたい。 □ 諸外国における証券会社に対する行政当局若しくは自主規制機関の検査・監査の頻度・内容については把握できるか。 ⇒ 一部の国については把握しているものの、引き続きヒアリング等を行い、可能な範囲で回答したい。 □ 商品先物取引業者は、商品先物取引法には財務諸表監査の受検義務はないものの、日本商品委託者保護基金の自主ルールにより原則として受検義務があるとされている。この自主ルールの内容は具体的にどのようなものか。例えば、日証協の「検証業務」と「合意された手続業務」のような制度があるのか。 ⇒ 日本商品委託者保護基金の自主ルールで財務諸表監査が義務付けられており、その監査の中で預り資産の確認・チェックも行われていると聞いている。しかし、具体的な確認・チェックの内容までは把握していないため、詳細は改めて確認し、報告させていただきたい。 2. 意見交換 事務局より、本ワーキング・グループ（以下「本WG」という。）における検討の方向性について、事務局作成の資料に基づき説明が行われた後、大要以下のような意見交換が行われた。 □ どのようにして抑止力を働かせるかということが非常に重要であると考え る。丸大証券のような事例が未然に防げなければ制度として意味がないのでは

ないか。例えば、抜き打ち監査に入るなど、緊張感のある重層的な制度の枠組みを作ることを中心に考えなければならないのではないかと。

- 分別管理監査を検証業務に一本化し、それを日証協が公表することによって、「この会社は大丈夫」といったある種のお墨付きを与えたように世間の人は認識するのではないかと。そうした中、今後、万が一にも丸大証券と同じようなケースが起きた場合、より大きなダメージが生じるのではないかと危惧する。

今の時代は顧客が証券会社を選ぶ時代であり、検証業務による受検の選択もその判断基準の一つとなると考える。ただし、その方法を協会規則で強制するようなことまで必要かどうかは疑問である。

- 本WG第1回会合において、「WGで出された結論が上部の会議体から差し戻しになった」という発言もあったが、本WGにも通じることなので、日証協の意思決定のあり方についてプロセスを明確に示していただきたい。

また、金商法の施行時に、同法に規定する分別監査には合意された手続業務も含まれるとして現在に至っていると認識しているが、その解釈の下で検証業務に一本化しようとする理由が知りたい。

それよりも、信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ（以下「信頼性WG」という。）において出された勧告制度について、本WGにおいても再考すべきである。

これは、日本の証券市場の在り方にも関係してくる問題であるので、経済合理性という観点も十分考える必要があり、その点についても検討していただきたい。

⇒ 信頼性WG報告書で提言された、日証協が必要と認めた会員に対し、監査法人等による財務諸表の外部監査を勧告する制度については、事務局としてどのように運用していくか審議する諸会議体にお諮りしたところ、「勧告制度では実効性がないのではないかと」という御意見をいただいたところであるが、これは同報告書の提言そのものについて否定されたわけではないと理解している。また、仮に当該勧告制度を導入するにしても、実効性をどう確保していくか、制度を運用するに際し、裁量的にならないよう基準を定めておく必要もある。また、勧告制度は、勧告を受けた会員にとって、風評ダメージを受ける可能性があり、場合によっては、訴訟リスクもあるため、制度のあり方について、どのような考え方に基づいて勧告をするのか、やはりもう一度、会員、専門家を含めて十分に議論していただく意義があるのではないかと考えたということも、再び議論いただくこととした理由である。

また、本WGの運営においては、機密情報以外はなるべく会員に情報提供するとともに、他の会議体とも連携を図り、検討の過程でいろいろな御意見を伺いながら議論を進めていきたいと考えている。

□ 分別管理の監査制度が導入されてから 10 年以上経過したが、現行のルールに全く問題がないわけではないということで、日証協では改革・改善の意識を強く持っているということなのだろう。

マーケットの世界は非常にスピードが速く、3 年も経てば制度は陳腐化してしまう。そういった意味で、ルールの安定性・予見可能性も必要であるが、スピード感を持つことも重要である。

NISA についても、分別管理監査制度の創設時にはなかった話であり、これから証券業界上げて NISA を拡充していこうという中で、逆に顧客との関係を証券界としてどう考えるのかという問題が突きつけられている。

投資家を保護しすぎているのではないかという御指摘については、時々そう感じることもある。ただ、一方で、証券大衆主義のようになればなるほど、一番弱いところに照準を合わせて、制度設計の検討をすることになる。その一番弱いところで問題が発生してしまったら、その業界全てが問題であると世間に認識されかねないということは事実としてあると思う。

現在の社会的背景として、そうした点を留意した上で検討を進めた方が良いのではないか。

■ 過去、証券会社を巡る経営環境が非常に厳しい中で、多くの証券会社が顧客の信頼を確保しながら経営してきたということは間違いない。ただ、本WGでの議論は、丸大証券のような問題だけではなく、NISA 制度の創設などを契機に新しく投資に興味を持たれている人が多数存在し、また、非常に変化のスピードが速い状況の中で、顧客資産を預かるという証券業の性格から、外部監査のあり方をどう考えるべきか、ベストの対策を考えていくということに尽きると思われる。

日証協監査や証券取引等監視委員会検査は監査・検査の結果が世間に公表されているわけではなく、顧客にとっては証券会社を選択する際の情報としては活用できない。そうした中、一定の手続きに従って外部の関係者一般に証明を行うのが監査法人、公認会計士の業務であり、そういった業務を証券業として活用することについてどう考えるのかという問題であると思われる。

□ 制度というものは作られた時点から、世の中の変化に応じて、随時、レベル感等を見直さなければならない。検証業務を義務化した場合でも、不正が全く起こらないかというと、必ずしもそうではない。間隙をぬって何かが起こる可能性は当然あり得ると思う。

ただ、今回本WGにおいて目指しているのは、一証券会社としての立場や考えということではなく、むしろ証券業界として信頼性をどうやって高めていくのかということであると思う。したがって、業界として「現行のバーを一つ上げて、お互いを律していくのだ」という気持ちの表れが、本WGの目的として一つあるのではないかと思う。

世の中の流れの中で、お互いを律するために、やや厳しめのルールを作り守

	っていくという姿勢を受け入れていくべき時期に来ているのではないかと。そういった観点での議論をする必要があるのではないかと。思う。 □ 信頼性WGでは、検証業務への一本化も含め中小証券の実態を勘案したうえで十分に議論を尽くし、最善の結論を導き出したものと認識している。上部の会議体においてその辺をきちんと説明されたのか、疑問が残る。 □ 決して信頼性WGが無駄であったとか、上部の会議体においてきちんと説明されていなかったということではないと思う。真摯に御議論いただいて出された結論ではあるけれども、日証協の意思決定機関としては実効性の観点から再検討を要請した。信頼性向上に向けたアジェンダはまだ生きており、引き続き検討してもらいたいという意見もあり得るのではないかと。そういう意味で従前のメンバーにも参加いただくとともに、新しいメンバーも加えてもう一度議論する、それ以上でもそれ以下のことでもない。本WGについては、上部の会議体で否決されるようなことのないようにする決意であるということで、御理解いただきたい。 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）